

第68回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

平成27年6月26日(金曜日) 午前10時

開催場所

大阪府中央区北久宝寺町三丁目6番1号
本町南ガーデンシティ
阪和興業株式会社 4階会議室

目次

▶ 株主総会招集ご通知	1
▶ 株主総会参考書類	5
議案及び参考事項	
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役15名選任の件	
第4号議案 監査役2名選任の件	
第5号議案 当社株式に対する大規模買付 行為への対応方針(買収防衛 策)の一部改定及び継続の件	
(添付書類)	
▶ 事業報告	31
▶ 連結計算書類	52
▶ 計算書類	55
▶ 監査報告書	58



阪和興業株式会社

証券コード：8078

証券コード 8078
平成27年6月4日

株主各位

大阪市中央区北久宝寺町三丁目6番1号
(本店所在地 大阪市中央区伏見町四丁目3番9号)

阪和興業株式会社

代表取締役社長 古川 弘成

第68回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第68回定時株主総会を右記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」（5ページから30ページまで）をご検討いただき、平成27年6月25日（木曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

■書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

■電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合

4ページに記載の「電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内」をご確認のうえ、当社指定の議決権行使サイト（<http://www.web54.net>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、上記の行使期限までに、各議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月26日（金曜日）午前10時

2. 場 所 大阪市中央区北久宝寺町三丁目6番1号 本町南ガーデンシティ
阪和興業株式会社 4階会議室

3. 目的事項

報告事項

- (1) 第68期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第68期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役15名選任の件
第4号議案 監査役2名選任の件
第5号議案 当社株式に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の一部改定及び継続の件

以 上

◎法令及び当社定款第18条の規定に基づき、以下の事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.hanwa.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

①連結計算書類の連結注記表 ②計算書類の個別注記表

なお、「連結注記表」及び「個別注記表」は、監査役及び会計監査人が監査報告書または会計監査報告書を作成するに際して、連結計算書類及び計算書類の一部として、合わせて監査を受けております。

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.hanwa.co.jp>）において掲載することにより、お知らせいたします。

議決権行使方法についてのご案内

株主総会にご出席いただく場合



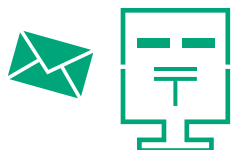
同封の議決権行使書用紙を
ご持参いただき、
会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

平成27年6月26日(金)午前10時

- ・本招集ご通知は、当日会場までご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ・当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、株主の皆様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。

書面にてご行使いただく場合



同封の議決権行使書用紙に
各議案に対する賛否を
ご記入いただきご返送ください。

行使期限

平成27年6月25日(木)
午後5時到着分まで

インターネットにてご行使いただく場合



当社指定の議決権行使サイト
<http://www.web54.net>
にて各議案に対する賛否を
ご入力ください。

行使期限

平成27年6月25日(木)
午後5時受付分まで

〈議決権電子行使プラットフォームのご利用について〉

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、本総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権の行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただけます。

▶電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご了承のうえ、行使くださいますようお願い申し上げます。

- 1 インターネットによる議決権行使は、会社の指定する次の議決権行使サイトをご利用いただくことによるのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用になることが可能です。

【議決権行使サイトURL】 ウェブ行使
<http://www.web54.net>

- 2 インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

- 3 インターネットによる議決権行使は、株主総会開催日の前日の平成27年6月25日（木曜日）午後5時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。

- 4 議決権行使書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

- 5 インターネットによって複数回数にわたり議決権を行使された場合、または、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

- 6 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

- 7 議決権行使サイトをご利用いただくためには、次の条件を満たすシステム環境が必要です。

- ① インターネットにアクセスできること。
- ② パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧ソフトウェア（ブラウザ）として、Microsoft® Internet Explorer6.0以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧ソフトウェア（ブラウザ）を使用することができること。
- ③ 携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますのでご了承ください。）。

（Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標です。）

- 8 インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、次の照会先にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート
【専用ダイヤル】 ☎0120-652-031（受付時間 午前9時～午後9時まで）

〈議決権行使に関する事項以外のご照会〉
☎0120-782-031（受付時間 土・日・休日を除く 午前9時～午後5時まで）

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

第68期期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への継続的な利益の還元を経営の最重要政策の一つとして考えており、経営基盤の強化と成長分野への投資のために必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様に対しては安定した配当を継続して実施するとともに、利益水準や経営環境、配当性向などを勘案して配当額の増加を目指していくことを基本方針としております。

1 配当財産の種類

金銭といたします。

2 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき7円50銭といたしたいと存じます。なお、この場合の配当総額は1,554,105,300円となります。また、当社は平成26年12月に1株につき7円50銭の中間配当を実施しておりますので、当期の年間配当金は1株につき15円となります。

3 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 今後の当社事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）を見直し、新たに事業内容の追加を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たに取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び社外監査役以外の監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められることに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう現行定款第27条第2項（取締役の責任免除）及び第34条第2項（監査役の責任免除）の一部を変更するものであります。
なお、現行定款第27条第2項（取締役の責任免除）の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は、変更箇所を示します。）

現行定款	変更案
第1章 総 則 （目的） 第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。 1.～4.（条文省略） 5. 損害保険代理業、生命保険募集業、受託計算業 及び倉庫運送業 6.～15.（条文省略） 第4章 取締役及び取締役会 （取締役の責任免除） 第27条 （条文省略） 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定によ	第1章 総 則 （目的） 第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。 1.～4.（現行どおり） 5. 損害保険代理業、生命保険募集業、受託計算業、<u>倉庫運送業及び貨物利用運送業</u> 6.～15.（現行どおり） 第4章 取締役及び取締役会 （取締役の責任免除） 第27条 （現行どおり） 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定によ

現行定款	変更案
り、<u>社外取締役</u>との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。 第5章 監査役及び監査役会並びに会計監査人 (監査役の選任) 第29条 (条文省略) 2. (条文省略) (新設) (新設) (監査役の任期) 第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。 (監査役の責任免除) 第34条 (条文省略) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。	り、<u>取締役</u>(<u>業務執行取締役</u>等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。 第5章 監査役及び監査役会並びに会計監査人 (監査役の選任) 第29条 (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. <u>当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> 4. <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> (監査役の任期) 第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。<u>但し、前条第3項の規定により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該監査役の任期は補欠監査役選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u> (監査役の責任免除) 第34条 (現行どおり) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第3号議案 取締役15名選任の件

取締役13名（全員）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役15名の選任をお願いするものであります。

当社では第66期において執行役員制度を導入したことにより、これまで取締役の人数を漸減させてまいりましたが、第69期に関しましては、経営監督機能強化の観点から各部門への役員の配置バランス及び担当業務の継続性を考慮いたしました結果、2名を増員いたしたいと存じます。今後も執行役員への業務権限の委譲を進めていくとともに、取締役会規模の適正化に努めていく方針に変更はございませんので、上記事情をご理解賜りますようお願いいたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）
1	きた しゅうじ 北 修爾 (昭和18年1月28日生) ■ 所有する当社株式数 472,992株	昭和41年 4 月 通商産業省入省 昭和55年 4 月 外務省在ロス・アンジェルス日本国総領事館領事 昭和58年 4 月 大阪通商産業局商工部長 昭和62年 5 月 日本貿易振興会ジャカルタ・センター所長 平成元年10月 関東通商産業局総務企画部長 平成 3 年 6 月 経済企画庁長官官房審議官 平成 5 年 6 月 通商産業省退官 当社常務取締役 平成 6 年 2 月 当社代表取締役社長 平成23年 4 月 当社代表取締役会長（現任） 平成23年 6 月 京阪電気鉄道株式会社社外取締役（現任） (重要な兼職の状況) 公益財団法人阪和育英会理事長 京阪電気鉄道株式会社社外取締役
2	ふるかわ ひろなり 古川 弘成 (昭和21年10月30日生) ■ 所有する当社株式数 111,676株	昭和44年 3 月 当社入社 平成 8 年 4 月 阪和（香港）有限公司副社長兼アジア地域副支配人（中国・香港） 平成 9 年 6 月 当社取締役 平成15年 4 月 当社常務取締役 平成17年 4 月 当社専務取締役 平成21年 4 月 当社代表取締役副社長 平成23年 4 月 当社代表取締役社長（現任）

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	
3	かわにし ひで お 川西 英夫 (昭和25年3月15日生) ■ 所有する当社株式数 103,985株	昭和48年 4 月 平成17年 4 月 平成17年 6 月 平成20年 4 月 平成24年 4 月 平成26年 4 月	当社入社 当社理事 大阪厚板・鋼板販売・鋼板建材担当 当社取締役 当社常務取締役 当社取締役専務執行役員 当社取締役副社長執行役員（現任） 当社大阪本店長、大阪鉄鋼・機械統轄（現任）
4	せりざわ ひろし 芹澤 浩 (昭和26年12月26日生) ■ 所有する当社株式数 44,958株	昭和50年 4 月 平成17年 4 月 平成17年 6 月 平成22年 4 月 平成24年 4 月 平成27年 4 月	当社入社 当社理事 東京鋼板担当兼厚板・鋼板販売部長 当社取締役 当社常務取締役 当社取締役専務執行役員 当社取締役副社長執行役員（現任） 当社東京鉄鋼・スチールサービス事業推進統轄、 海外営業・名古屋支社総括（現任）
5	お がさわらあきひこ 小笠原朗彦 (昭和28年9月30日生) ■ 所有する当社株式数 41,067株	昭和51年 4 月 平成18年 4 月 平成18年 6 月 平成23年 4 月 平成24年 4 月 平成25年 4 月 平成25年 6 月	当社入社 当社理事 非鉄金属・金属原料・特殊金属担当兼 金属原料部長 当社取締役 当社常務取締役 当社取締役常務執行役員 当社取締役専務執行役員（現任） 当社非鉄金属・金属原料・特殊金属統轄兼業務管 理室担当（現任）
6	もりぐち あつひろ 森口 淳宏 (昭和26年12月12日生) ■ 所有する当社株式数 30,046株	昭和50年 4 月 平成20年 4 月 平成20年 6 月 平成24年 4 月 平成26年 4 月	当社入社 当社理事 経理担当 当社取締役 当社取締役常務執行役員 当社取締役専務執行役員（現任） 当社管理部門統轄（現任）

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）
7	とがわ なおゆき 十川 直之 (昭和27年2月18日生) ■ 所有する当社株式数 31,462株	昭和49年 3 月 当社入社 平成21年 4 月 当社理事 名古屋支社長 平成21年 6 月 当社取締役 平成24年 4 月 当社取締役常務執行役員 平成27年 4 月 当社取締役専務執行役員（現任） 当社名古屋支社長、静岡営業所統轄（現任）
8	せき おさむ 関 収 (昭和14年8月23日生) ■ 所有する当社株式数 24,741株	昭和37年 4 月 通商産業省入省 昭和62年 6 月 大阪通商産業局長 平成 4 年 6 月 中小企業庁長官 平成 7 年 6 月 住友電気工業株式会社常務取締役 平成11年 6 月 同社代表取締役副社長 平成14年 6 月 株式会社ピーエス三菱社外取締役 平成16年 6 月 原子燃料工業株式会社代表取締役会長 平成19年 6 月 当社取締役（現任） 平成24年 2 月 弁護士登録（尚友法律事務所）（現任） (重要な兼職の状況) 弁護士（尚友法律事務所）
9	ほり りゅうじ 堀 龍兒 (昭和18年9月3日生) ■ 所有する当社株式数 1,039株	昭和41年 4 月 岩井産業株式会社（現 双日株式会社）入社 平成 8 年 6 月 日商岩井株式会社（現 双日株式会社）取締役 平成12年 6 月 同社常務取締役 平成14年 6 月 同社専務執行役員 平成15年 4 月 早稲田大学法学部教授 平成16年 4 月 早稲田大学大学院法務研究科教授 平成17年 6 月 株式会社トクヤマ社外監査役（現任） 平成23年 6 月 リスクモンスター株式会社社外取締役（現任） 平成24年 6 月 株式会社T＆Dホールディングス社外取締役（現任） 平成25年 4 月 学校法人早稲田大阪学園 専務理事・学園長（現任） 平成26年 4 月 T M I 総合法律事務所顧問（現任） 早稲田大学名誉教授（現任） 平成26年 6 月 当社取締役（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社トクヤマ社外監査役 リスクモンスター株式会社社外取締役 株式会社T＆Dホールディングス社外取締役 学校法人早稲田大阪学園 専務理事・学園長

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	
10	かとう やすみち 加藤 恭道 (昭和30年4月26日生) ■ 所有する当社株式数 93,179株	昭和53年 4 月 平成21年 4 月 平成22年 6 月 平成24年 4 月 平成27年 4 月	当社入社 当社理事 大阪厚板・鋼板建材・鋼板販売担当 当社取締役 当社取締役常務執行役員（現任） 当社海外営業第一・海外営業第二・貿易業務・木材統轄（現任）
11	まつおか よしあき 松岡 良明 (昭和27年5月25日生) ■ 所有する当社株式数 45,606株	昭和52年 4 月 平成18年 4 月 平成18年 6 月 平成24年 4 月 平成25年 4 月 平成27年 4 月	当社入社 当社理事 燃料・需給・化成品紙料担当 当社取締役 当社取締役執行役員 当社取締役常務執行役員（現任） 当社燃料第一・燃料第二・化成品・紙料・食品第一・食品第二・食品第三・食品第四・食品品質管理・新エネルギー室統轄兼業務管理室担当（現任）
12	やまもと ひろまさ 山本 浩雅 (昭和35年3月18日生) ■ 所有する当社株式数 48,542株	昭和58年 4 月 平成24年 4 月 平成25年 4 月 平成26年 6 月 平成27年 4 月	当社入社 当社理事 機械・大阪厚板担当兼機械部長 当社執行役員 当社取締役執行役員（現任） 当社機械・大阪厚板・海外営業第一・海外営業第二・貿易業務担当（現任）
13	はたなか やすし 畠中 康司 (昭和35年8月30日生) ■ 所有する当社株式数 15,453株	昭和58年 4 月 平成24年 8 月 平成25年 4 月 平成26年 4 月 平成26年 6 月	当社入社 当社理事 大阪薄板第一・薄板第二・薄板第三・スチールサービス事業推進担当兼東京薄板国際担当補佐兼大阪本社薄板第三部長 当社執行役員 当社大阪鋼板建材第一・鋼板建材第二・鋼板販売・薄板第一・薄板第二・アルミステンレス・線材特殊鋼担当兼スチールサービス事業推進担当（現任） 当社取締役執行役員（現任）

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	
14 新任	ながしま ひ で み 長嶋日出海 (昭和35年2月15日生) ■ 所有する当社株式数 27,783株	昭和58年 4 月 平成23年 4 月 平成24年 4 月 平成26年 4 月	当社入社 当社理事 東京厚板・鋼板販売・鋼板建材第一・ 鋼板建材第二・北海道支店担当 当社執行役員（現任） 当社東京厚板・鋼板販売・鋼板建材・鋼管販売・ 薄板・線材特殊鋼チタン・新潟支店担当兼東京機 械担当補佐（現任）
15 新任	なか がわ よう い ち 中川 洋一 (昭和36年8月14日生) ■ 所有する当社株式数 12,570株	昭和61年 4 月 平成25年 4 月 平成26年 4 月 平成27年 4 月	当社入社 当社理事 経理・関連事業担当兼経理部長兼関連 事業部長 当社執行役員（現任） 当社経理・財務・人事・情報システム担当(現任)

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 関 収、堀 龍児の両氏は、社外取締役候補者であります。なお、両氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
3. 関 収氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は人格・識見ともに高く、行政及び企業経営についての豊富な経験・知識が、当社の経営判断に総合的・多面的な視野を提供いただけるものと考えからであります。
4. 関 収氏は、現在当社の社外取締役であり、就任してからの年数は本総会終結の時をもって8年であります。
5. 当社と関 収氏は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額であります。なお、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の当該契約を継続する予定であります。
6. 堀 龍児氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は人格・識見ともに高く、企業経営及び法律の専門家としての豊富な経験・知識が、当社の経営判断に総合的・多面的な視野を提供いただけるものと考えからであります。
7. 堀 龍児氏は、現在当社の社外取締役であり、就任してからの年数は本総会終結の時をもって1年であります。
8. 当社と堀 龍児氏は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額であります。なお、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の当該契約を継続する予定であります。
9. 所有する当社株式数には、各候補者の当社役員持株会における各自の持分株数を含んでおります。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役浅井照夫氏は、本総会終結の時をもって辞任し、また監査役大久保克則氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）
1 新任	おかだ かずひこ 岡田 和彦 (昭和27年4月27日生) ■ 所有する当社株式数 11,934株	昭和50年 4 月 当社入社 平成24年 4 月 当社執行役員（現任）
2	おおくぼ かつのり 大久保 克則 (昭和29年8月5日生) ■ 所有する当社株式数 0株	昭和53年 4 月 株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行 平成18年 4 月 同行執行役員 大阪本店営業第三部長 平成19年 4 月 同行執行役員 香港支店長 平成22年 4 月 同行常務執行役員 三井住友銀行（中国）有限公司（会長） 平成24年 6 月 同行常務執行役員 平成25年 5 月 同行顧問（現任） 平成26年 6 月 当社監査役（現任）

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 岡田和彦氏は、監査役浅井照夫氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより平成28年6月開催予定の第69回定時株主総会終結の時までとなります。
3. 大久保克則氏は、社外監査役候補者であります。
4. 大久保克則氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏は人格・識見ともに高く、金融機関での豊富な国際経験・知識に基づき、グローバルな視点から当社の経営を監査していただけるものと考えからであります。
5. 大久保克則氏は、現在当社の社外監査役であり、就任してからの年数は本総会終結の時をもって1年であります。
6. 当社と大久保克則氏は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額であります。なお、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の当該契約を継続する予定であります。
7. 所有する当社株式数には、当社役員持株会における持分株数を含んでおります。

第5号議案

当社株式に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の一部改定及び継続の件

当社は、平成24年5月11日開催の当社取締役会及び平成24年6月28日開催の当社第65回定時株主総会における株主の皆様のご承認に基づき、「当社株式に対する大規模買付行為への対応方針」（以下、「現対応方針」といいます。）の更新を決議しております。

現対応方針が、平成27年6月26日開催の当社第68回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）の終結時において有効期限を迎えるに当たり、当社は平成27年5月14日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下、「基本方針」といいます。）に基づき、本定時株主総会で株主の皆様にご承認いただくことを条件として、現対応方針の内容を一部改定したうえで継続することを決議いたしました。（改定後の対応方針を「本対応方針」といいます。）

基本方針の内容、基本方針の実現に資する特別な取組み及び本対応方針の内容は別紙のとおりであり、今回の改定の主な内容は以下のとおりです。

- (1) 情報提供期限について、営業日を暦日ベースにし、早期に当社取締役会及び特別委員会の検討・審議期間に入るようにいたしました。
- (2) 特別委員会が株主の意思を確認するため株主総会の開催を勧告できる旨を明示いたしました。
- (3) 企業価値や株主共同の利益を著しく損なうと認める大規模買付行為をいわゆる「東京高裁4類型」及び強圧的二段階買収に限定いたしました。
- (4) 大規模買付行為に対して発動する対抗措置を無償割当による新株予約権の発行に限定いたしました。
- (5) 大規模買付行為に対する対抗措置として新株予約権の無償割当を行う際、当社取締役会は新株予約権を行使できない者（大規模買付者を含む議決権割合が20%以上となる特定株主グループに属する者）が保有する新株予約権について金銭等経済的対価を交付する旨の取得条項を付すことはできないものいたしました。

なお、平成27年3月31日現在の当社の大株主の状況は「添付資料4」のとおりであり、現時点において、特定の第三者から当社株式等に関する大規模買付行為の提案や大規模買付行為を受けている事実はありません。

※本対応方針の対象となる当社株式の大規模買付行為及び大規模買付者について

本対応方針の対象となる「大規模買付行為」とは、特定株主グループ¹の議決権割合²を20%以上とすることを目的とする当社株式等³の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為（いずれについても予め当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。）をいい、「大規模買付者」とはかかる大規模買付行為を行う者をいいます。

また、（別紙）本文においても同様とします。

- 1 特定株主グループとは、当社の株式等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）または当社の株式等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付等（同法第27条の2第1項に規定する買付等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）をいいます。
- 2 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、①特定株主グループが当社の株式等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株式等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株式等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）または、②特定株主グループが当社の株式等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の大規模買付者及びその特別関係者である場合の当該大規模買付者及び当該特別関係者の株式等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。各株式等保有割合の算出に当たっての、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。
- 3 株式等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。

(別紙)

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を図るという観点から決定されるべきものと考えております。従いまして、結果的に支配権の異動を伴うような株式の大規模な買付提案（以下、「大規模買付提案」といいます。）に応じるか否かは、当社株式を保有する株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。この考えに基づき、当社株式の大規模買付提案が提起された場合には、株主の皆様が提案に応じるか否かを判断するに足る十分な情報と時間が提供されることが不可欠であると考えます。

しかし、株式の大規模買付行為の中には、大規模買付の対象企業（以下、「対象企業」といいます。）の経営者や株主の皆様に対する買付目的や買付後の経営戦略等について明確な説明がないまま行われるものや、大規模買付者の一方的な考えに基づき買付行為が行われるものなど、対象企業の経営陣との十分な協議や合意のプロセスを経ることなく進められることがあります。

当社は当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、株主の皆様が大規模買付提案に応諾するか否かを検討するための十分な情報と時間が提供されない場合や、当社の支配権が異動するに足る当社株式を取得した特定の株主により、当社の企業価値及び株主の皆様との共同の利益が損なわれるおそれがあると判断される場合には、こうした株主を当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると判断し、必要かつ相当な範囲において、対抗措置をとることができる旨を当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「基本方針」といいます。）といたします。

II. 当社財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、独立系専門商社として鉄鋼をはじめ金属原料、非鉄金属、食品、石油・化成品、木材、機械など広範な商品を取扱い、国内はもとより海外にも数多くの子会社・関連会社を有し、グローバルな営業戦略を展開しております。従いまして、当社の経営には、広範な商品に対する幅広い知識と各業界に関する習熟した経験が必要であり、また、株主の皆様や従業員、取引先など当社のステークホルダーとの間に築かれた長年の関係に対する十分な理解を欠くことはできないと考えます。

当社は、平成25年5月に平成25年度を初年度とする3カ年の中期経営計画（以下、「本計画」といいます。）を策定しております。本計画のテーマは、「中長期的な国内外市場の変化を見据えた事業構築と経営基盤の強化を目指す。」であり、この3年間でこれからの10年間で想定される事業環境の変化に対応する最初の期間と位置づけ、しっかりと収益を実現できる事業の構築とその事業を支える経営基盤を強固なものとするに取り組んでおります。また、本計画公表時の本計画最終年度

（平成27年度）業績目標は、売上高1兆8,000億円、経常利益150億円であります。本計画のテーマを実現するために進めている事業戦略は以下のとおりです。

- 人材・組織のベーシック理念 ～プロフェッショナル & グローバル～

高い専門性と経営的素養を持ったプロフェッショナルな人材を育成するとともに、その人材の力を組織化して高い収益力を持ったプロフェッショナル組織を目指します。合わせて、世界各地の独自性と多様性を理解し、コミュニケーションできるグローバルな人材を介して、国内外組織を融合し、当社のビジネスモデルを海外に展開していくグローバルな組織を目指します。

- 3つの戦略概念

- ① ユーザー系スタンスの徹底

独立系商社である当社にとって、ユーザーニーズの中に当社の存在価値を見出し、ユーザーに求められる機能やソリューションを創造していくことが重要です。さらにユーザーとの互惠ビジネスを深化させて、パートナーシップを強化し、ユーザーと共に歩む商社を目指します。

- ② 企業活動の多様化

バリューチェーンの中で新たに求められるニーズに対応するため組織、機能を多様化し、M&A+A（アライアンス）戦略を進めるとともに、当社の企業文化と異なる組織や人材を取り込むことで組織的柔軟性を維持していきます。

- ③ グループ一体経営の推進

グループ全体の収益向上に向けて、自律と統制の効いたグループの組織化を進めるとともに、グループ全体の組織運営を効率化するために事業領域の整理や運営方法の改善、経営資源の最適配分などを進めていきます。

- 共鳴型経営 ～バリューチェーンの最適化～

3つの戦略概念を各事業セグメントの活動における基本とし、メーカー・サプライヤーからユーザーにいたるバリューチェーンの中でその効率化や全体最適を目指して、当社グループの事業領域を広げ、ユーザーの満足度を最大化していきます。ユーザーやパートナーと共に成長する共鳴型経営を推進します。

また、こうした事業戦略を推進するため、経営基盤の強化策も推進しています。

- 阪和グループ全体の経営基盤強化

海外業務の拡大やグループ会社の増加に対応した営業部門が営業に集中できるサポート体制を構築するとともに、管理部門の肥大化も招かない国内外の環境変化に対応する効率の良い組織作りを目指します。

- ・コーポレート・ガバナンスの強化

ステークホルダーの負託に応えられるようガバナンスが機能する経営体制の構築や内部統制システムの整備、コンプライアンスの徹底を進めていきます。また、社会的責任を認識し、社会や環境へ配慮したCSR活動に積極的に取り組んでいきます。

- ・リスクマネジメントの維持・強化

今後の事業展開や環境変化の中で想定されるリスク事象に対し、与信管理技術の向上やBCM（事業継続マネジメント）体制の構築など予めその対応力、抵抗力を強化させ、経営基盤を盤石なものとしていきます。

当社は、中期経営計画に掲げる以上の諸施策を着実に実行することで、当社の企業価値及び株主共同の利益の最大化が図られるものと考えており、その結果として、本計画の最終年度にあたる平成27年度の業績予想は、売上高1兆8,000億円、経常利益200億円としております。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本対応方針の目的

当社は基本方針に則り、大規模買付行為が行われる際には、大規模買付者から事前に、株主の皆様が大規模買付提案に応諾するか否かを適切に判断するに足る必要かつ十分な情報が提供されるべきであると考えております。当社取締役会は大規模買付行為が行われる場合、上記情報が提供された後、大規模買付提案に対する当社取締役会としての評価及び意見の検討を速やかに行い、特別委員会（その概要については「添付資料1」をご参照ください。）の勧告を最大限に尊重して意見を形成し、公表します。また、必要と認めた場合には大規模買付者に対する追加情報提供等の申入れや交渉を行うほか当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示を行います。

当社取締役会は、上記のプロセスを経ることにより、株主の皆様におきまして、大規模買付提案と、当社取締役会が意見や代替案を提示した場合における意見の検討や代替案との比較をすることが可能になり、最終的に株主の皆様が提案の応否を適切に判断する機会を確保できるものと考えます。

以上の見解に基づき、当社取締役会は大規模な買付行為が上記のプロセスに則り適正に行われることが当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に資することと考え、以下のような内容の事前の情報提供に関する大規模買付ルール（以下、「本ルール」といいます。）を設定することとしました。

また、当社取締役会は、本対応方針を採用するに当たっては、株主の皆様の総体的なご意思を確認することが重要と考えております。そのため当社は、本定時株主総会において本対応方針の採用の可否を株主の皆様にお諮りすることとしております。

2. 大規模買付ルールの内容

(1) 大規模買付者からの情報の提供

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社代表取締役宛てに、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び当該大規模買付行為を本ルールに基づいた手続きにより行う旨の誓約文言が記載された書面（以下、「意向表明書」といいます。）をご提出いただきます。当社はかかる意向表明書受領後10営業日以内に、当社取締役会が当該大規模買付提案を評価・検討し、ひいては株主の皆様が当該提案に応諾するか否かを適切に判断するために必要かつ十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。なお、意向表明書及び大規模買付情報に関する使用言語は日本語に限ります。）のリストを当該大規模買付者に交付し、大規模買付者は当社が定める回答期限までに当該大規模買付情報を当社代表取締役宛てに当社書式によりご提出いただきます。

当社取締役会が求める大規模買付情報の内容は、大規模買付者の属性、大規模買付提案の内容により異なりますが、一般的な項目としては以下の事項を含むものとします。

- ①大規模買付者及びそのグループの詳細（事業内容、資本構成、財務内容等を含みます。）
- ②大規模買付行為の目的、方法及び内容
- ③買付価格の算定根拠
- ④買付資金の裏付け（買付資金の提供者の具体的名称、調達方法等を含みます。）
- ⑤大規模買付行為完了後に意図する当社及び当社グループに対する経営方針、事業計画、資本政策、財務政策、配当政策、資産活用策等
- ⑥大規模買付行為完了後に当社の企業価値を継続的、安定的に向上させるための施策及び当該施策が当社の企業価値を向上させると認める根拠
- ⑦大規模買付行為完了後の取引先、従業員その他の当社ステークホルダーに対する処遇の変更の有無及びその内容
- ⑧その他当社取締役会が合理的に必要と認める情報

なお、当初提出していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると当社取締役会が判断した場合、当社取締役会は合理的な期間内において回答期限を定め、追加的に情報提供を求めることができます。なお、大規模買付情報の回答期限（以下、「情報提供期限」といいます。）は、当社取締役会が最初に大規模買付情報を大規模買付者より受領した日から60日を上限とし、大規模買付情報が十分に揃わない場合であっても情報提供期限経過後は直ちに取締役会評価期間（(2) 当社取締役会による評価・検討にて後述します。）に入るものとします。また、大規模買付提案があった事実及び当社取締役会に提供された大規模買付情報は、当社株主の皆様の判断のために必要と認めた場合には、当社取締役会が適切と判断した時点で、その全部または一部を適切と考える方法により公表します。

(2) 当社取締役会による評価・検討

当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対し、追加的な情報提供を含む大規模買付情報の提供を完了したと公表し、当社取締役会が当該情報の提供が十分であると判断した後または情報提供期限が経過した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合）または90日間（その他の方法による買付の場合）が当社取締役会による大規模買付提案に関する評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として確保されるべきものと考えております。

当社取締役会は、大規模買付者から提供された大規模買付情報を取締役会評価期間中に十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を形成し、公表します。また、必要と認めれば、大規模買付者に対する情報提供等の申入れや当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示を行います。

(3) 特別委員会の設置

当社取締役会は、本対応方針の運用の適正性を確保するため及び大規模買付行為が行われる際に当社取締役会が行う判断の公正性、透明性を担保するため、取締役会から独立した機関として「特別委員会」を設置しております。特別委員会は当社社外取締役及び社外監査役により構成され、当社取締役会は、大規模買付提案または大規模買付行為が行われた場合には速やかにその旨を特別委員会に対し報告するとともに、大規模買付行為への対応に関して諮問するものとします。（特別委員会の概要は「添付資料1」をご参照ください。）

特別委員会は、大規模買付提案に対し、①本ルールが遵守されているか否か、②対抗措置を発動するか否かを検討・判断し、当社取締役会に勧告します。また、特別委員会は対抗措置の発動に関して、株主意思の確認が必要と判断した場合には、当社取締役会に対して、当社株主総会の開催を勧告することができるものとします。

なお、特別委員会の検討は、取締役会評価期間内に行われるものとします。

大規模買付者には、取締役会評価期間の経過後または株主意思の確認を行う場合にはその後に、大規模買付行為を開始していただくこととします。

3. 大規模買付行為がなされた場合の対応

(1) 大規模買付者が本ルールを遵守した場合

大規模買付者が本ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は執らないものとします。大規模買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様ご自身が当該大規模買付提案及び当社取締役会の表明する意見や代替案を比較検討され、ご判断いただくこととなります。ただし、大規模買付者が本ルールを遵守する場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断した場合（該当する主な類型につきましては、「添付資料2」をご参照ください。）は、当社取締役会は当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を守るため、一定の対抗措置を執ることがあります。なお、対抗措置発動の適否については、特別委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。

(2) 大規模買付者が本ルールを遵守しない場合

大規模買付者が本ルールを遵守しない場合は、具体的な買付方法の如何にかかわらず当社取締役会は、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を守ることを目的として、法令及び当社定款に基づき、大規模買付行為への対抗措置を執ることができるものとします。この場合も対抗措置発動の適否については、特別委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。また、特別委員会が株主意思の確認を勧告した場合は、当該勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動前に株主意思確認総会を開催することがあります。

当社取締役会は本ルールに基づく具体的対抗措置として、新株予約権の無償割当を行うことを予定しており、その場合には、大規模買付者を含む議決権割合が20%以上となる特定株主グループに属する者は権利行使できない旨等の条件を付与した新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）を発行します。本新株予約権の株主無償割当の概要につきましては、「添付資料3」のとおりであります。

(3) 対抗措置の中止または撤回

当社取締役会は、対抗措置の発動を決定した後であっても、大量買付行為の撤回または内容の変更が行われた場合等、対抗措置の発動が適切でないと判断した場合には、特別委員会に対する諮問を経たうえで、対抗措置の発動に係る決議を中止または撤回することができるものとします。具体的には、新株予約権の無償割当を行うことを決議した場合には、新株予約権の効力発生日の前日までであれば新株予約権の無償割当を中止し、効力発生日から権利行使日の前日までであれば割当てられた新株予約権を当社が無償で取得することがあります。

4. 株主及び投資家の皆様に与える影響等

(1) 本対応方針継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響等

本対応方針の継続時点においては、新株予約権の発行等は行われませんので、株主及び投資家の皆様の権利に直接具体的な影響が生じることはありません。

本対応方針は、株主の皆様が大規模買付提案に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見等を提供し、さらには株主の皆様には代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としております。これにより株主の皆様は十分な情報のもとで大規模買付提案に応じるか否かについて適切な判断を行うことが可能になり、そのことが当社の企業価値・株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、本対応方針を継続することは、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提になるものであり、株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

(2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響等

大規模買付者が本ルールを遵守しなかった場合または本ルールを遵守した場合でも、当社取締役会において大規模買付行為が当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断した場合には、当社取締役会は企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として法令及び当社定款に基づき対抗措置を執ることがありますが、大規模買付者を含む議決権割合が20%以上となる特定株主グループに属する者以外の株主の皆様が法的または経済的損失を被ることは想定しておりません。なお、対抗措置として株主割当による新株予約権の発行がなされる場合は、当社取締役会が定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様には新株予約権を割当てることになりますので、新株予約権の割当を受けるためには、基準日までに株主名簿への記録を完了していただく必要があります。また、新株予約権の行使により株式を取得する場合には、所定の期間内に一定の金銭の払込みを行っていただく必要が生じる可能性があります。当社は、大規模買付行為がなされた場合や、当社取締役会が当該大規模買付行為に対し具体的な対抗措置を発動することを決定した場合には、その詳細について速やかに公表するとともに、法令及び金融商品取引所規則等に基づき適時かつ適切に開示を行います。

また、当社は、当社取締役会が新株予約権の無償割当を決議し、または新株予約権の割当が行われた後においても、大規模買付者が大規模買付提案を撤回するなど、新株予約権を行使いただく必要がなくなった場合、無償割当の効力発生前においては無償割当を中止し、または、無償割当の効力発生後においては新株予約権の行使期間開始日の前日までに、株主の皆様には割当てられた新株予約権を当社が無償で取得する場合があります。これらの場合には、結果として、新株予約権の行使または新株予約権の取得と引換えになされる株式の交付による1株当たりの株式の価値の希釈化は起こりません。従いまして、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提に当

社株式を売買された株主及び投資家の皆様については、株価の変動によるリスクが生じる可能性があります。

5. 本対応方針の有効期限等

本対応方針の有効期限は本定時株主総会終結のときから3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとし、その時点において本対応方針に関する株主の皆様のご意思を確認させていただくため、当社は改めて当社株主総会に本対応方針の継続の可否をお諮りすることとしております。当該株主総会において、本対応方針の継続に関し出席株主の議決権の過半数のご賛同が得られなかった場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものいたします。なお、本対応方針はその有効期間中であっても、当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合または当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとしします。

当社取締役会は、関係法令の改正・整備及び金融商品取引所その他関係省庁等の対応の変化などにより、株主の皆様の共同の利益及び当社企業価値の維持・向上の観点から、必要に応じて本対応方針の変更を行う場合があります。かかる場合には、株主及び投資家の皆様に速やかにお知らせいたします。

6. 本対応方針に関する当社取締役会の判断及びその理由

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を充足していると考えております。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものになっていると考えます。

(2) 本対応方針が基本方針に沿うものであること

本対応方針は、当社株式に対して大規模買付行為がなされたときに、株主の皆様が大規模買付行為の内容を吟味し応諾するか否かを判断するための十分な情報と時間を確保することを目的としております。従いまして、本対応方針は基本方針に則り当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を確保するための枠組みであり、株主の皆様に資するものであると考えます。

- (3) 本対応方針が当社株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、当社取締役の地位の維持を目的とするものではないこと

以下の理由から、本対応方針が当社株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、当社取締役の地位の維持を目的とするものではないと考えます。

①株主意思の重視

本対応方針は、本定時株主総会において株主の皆様にご承認いただくことを条件として成立いたします。また、本対応方針には、有効期限を3年とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、有効期限満了前でも当社株主総会または当社取締役会が本対応方針を廃止する決議を行った場合には、本対応方針は決議に基づき廃止されることになります。

②独立性の高い委員会の判断重視

当社は、本対応方針の運用や対抗措置の発動等に際し、取締役の判断や対応の客観性と合理性を確保するための第三者委員会として、当社社外役員等からなる特別委員会を設立しており、当社取締役会は特別委員会の判断を最大限尊重することとしています。

③合理的、客観的発動要件の設定

本対応方針において、当社取締役会が大規模買付者に対し対抗措置を発動する場合には、合理的かつ客観的な要件が充足されることが条件である旨明示されており（添付資料2）、取締役の恣意的な判断による発動を排除しています。

④デッドハンド型、スローハンド型買収防衛策ではないこと

本対応方針は、当社株主総会で選任された取締役による当社取締役会で、いつでも廃止することが可能であるため、デッドハンド型買収防衛策（一定の取締役に拒否権を付与するなど取締役会の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の任期が1年であり、取締役の期差任期を採用していないため、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度にできないため、発動を阻止するために時間を要する買収防衛策）でもありません。

以上

添付資料1

特別委員会の概要

- 特別委員会は、3名以上の委員により構成され、当社取締役会はその決議に基づき、社外有識者及び当社社外取締役、社外監査役の中から各委員を選任する。
- 特別委員会の各委員の任期は、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合は、この限りではない。また、社外取締役または社外監査役であった特別委員会委員が、社外取締役または社外監査役でなくなった場合は、特別委員会の委員も同時に退任するものとする。
- 特別委員会の決議は、原則として特別委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、特別委員会の委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
- 特別委員会は、当社の費用で独立した第三者（公認会計士、弁護士、コンサルタントその他専門家を含む。）の助言を求めることができる。
- 特別委員会各委員は、大規模買付提案または大規模買付行為がなされた場合は、いつでも特別委員会を招集することができる。
- 特別委員会は、当社取締役会が判断すべき事項について当社取締役会が特別委員会に諮問した事項に関して、助言・勧告を行うものとする。ただし、当社企業価値及び株主共同利益の維持・向上の観点から、大規模買付行為や本対応方針の見直し及び廃止等について当社取締役会に助言・勧告することを妨げない。

平成27年6月26日開催の取締役会において、以下の4名を特別委員会の委員に選任する予定です。

○ ^{せき} 関	^{おさむ} 収（昭和14年8月23日生）	
	（略歴）	
	昭和37年 4 月	通商産業省入省
	昭和62年 6 月	大阪通商産業局長
	平成 4 年 6 月	中小企業庁長官
	平成 7 年 6 月	住友電気工業株式会社常務取締役
	平成11年 6 月	同社代表取締役副社長
	平成14年 6 月	株式会社ピーエス三菱社外取締役
	平成16年 6 月	原子燃料工業株式会社代表取締役会長
	平成19年 6 月	当社社外取締役（現任）
	平成24年 2 月	弁護士登録（尚友法律事務所）（現任）

○堀^{ほり}龍^{りゅう}児^じ（昭和18年9月3日生）

（略歴） 昭和41年 4 月 岩井産業株式会社（現 双日株式会社）入社
平成 8 年 6 月 日商岩井株式会社（現 双日株式会社）取締役
平成12年 6 月 同社常務取締役
平成14年 6 月 同社専務執行役員
平成15年 4 月 早稲田大学法学部教授
平成16年 4 月 早稲田大学大学院法務研究科教授
平成17年 6 月 株式会社トクヤマ社外監査役（現任）
平成23年 6 月 リスクモンスター株式会社社外取締役（現任）
平成24年 6 月 株式会社T&Dホールディングス社外取締役（現任）
平成25年 4 月 学校法人早稲田大阪学園専務理事・学園長（現任）
平成26年 4 月 TMI総合法律事務所顧問（現任）
平成26年 4 月 早稲田大学名誉教授（現任）
平成26年 6 月 当社社外取締役（現任）

○名^な出^{いで}康^{やす}雄^お（昭和21年8月14日生）

（略歴） 昭和46年 4 月 住友重機械工業株式会社入社
平成13年 6 月 同社常務執行役員
平成15年 6 月 同社専務執行役員
平成18年12月 住友重機械エンバイロメント株式会社代表取締役社長
平成22年 4 月 住友重機械ビジネスアソシエーツ株式会社代表取締役社長
平成24年 6 月 当社社外監査役（現任）

○我^{わが}妻^{つま}廣^{ひろ}繁^{しげ}（昭和24年3月9日生）

（略歴） 昭和46年 4 月 株式会社日本興業銀行（現 株式会社みずほ銀行）入行
平成10年12月 株式会社日本債券信用銀行（現 株式会社あおぞら銀行）取締役副頭取
平成12年 9 月 株式会社日本興業銀行常務執行役員
平成13年 6 月 東ソー株式会社常務取締役
平成18年 6 月 同社専務取締役
平成24年 6 月 当社社外監査役（現任）
平成25年 6 月 新日鉄興和不動産株式会社社外取締役
平成25年 6 月 東北電力株式会社社外監査役（現任）

以上

添付資料2

当社の企業価値や株主の皆様の共同利益を著しく損なうと認められる類型

1. 大規模買付行為が、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社または当社関係者に引き取らせることを目的になされたと判断される場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）。
2. 大規模買付行為が、会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行うことを目的になされたと判断される場合。
3. 大規模買付行為が、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定でなされたと判断される場合。
4. 大規模買付行為が、会社経営を一時的に支配し、当社の保有する不動産、有価証券等の高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高額配当をさせるか、または一時的な高額配当による株価急騰の機会を狙って、保有する株式等の高値売抜けを目的としてなされたと判断される場合。
5. 大規模買付者の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社の株式等の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式等の買付を行うことをいいます。）等の株主の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主に当社の株式等の売却を強要するおそれがある買付であると判断される場合。

以上

添付資料3

新株予約権の無償割当の概要

1. 本新株予約権の割当の対象となる株主及びその発行条件

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で本新株予約権を割当てる。

2. 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は所要の変更を行うものとする。

3. 発行する本新株予約権の数

基準日における最終の発行済株式総数（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）を上限とする。

4. 本新株予約権の発行価額

本新株予約権の発行価額は無償とする。

5. 本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は1円を下限とし、当社取締役会が定める額とする。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要す。

7. 本新株予約権の行使条件

大規模買付者を含む議決権割合が20%以上となる特定株主グループに属する者（予め当社取締役会が同意した者を除く。）（以下、「非行使権者」といいます。）は本新株予約権を行使することはできない。なお、詳細については当社取締役会が別途定めるものとする。

8. 当社による本新株予約権の取得

- ①当社は、本新株予約権の行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認めるときは、当社取締役会が別途定める日をもって、全ての新株予約権を無償で取得することができる。
- ②当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、非行使権者以外の者が有する本新株予約権のうち、当該日の前営業日までに未行使の新株予約権の全てを取得し、これと引き換えに新株予約権1個につき当社普通株式1株を交付することができる。なお、当社取締役会は、新株予約権の内容として、非行使権者が保有する新株予約権について金銭等経済的対価を交付する旨の取得条項を付すことはできないものとする。

9. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間、消却事由及び消却条件その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。

以上

添付資料 4

当社の大株主の状況（平成27年3月31日現在）

- ◆発行可能株式総数 570,000,000株
- ◆発行済株式の総数 211,663,200株
- ◆株主数 12,120名
- ◆大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	14,323千株	6.91%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	10,695	5.16
株式会社三井住友銀行	7,630	3.68
阪和興業取引先持株会	7,478	3.61
阪和興業社員持株会	4,935	2.38
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	4,184	2.02
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	3,151	1.52
新日鐵住金株式会社	3,001	1.45
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	2,877	1.39
第一生命保険株式会社	2,614	1.26

- (注) 1. 当社は、自己株式4,449,160株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

以上

※英文株主総会招集ご通知（要旨）につきましては、当社ホームページをご覧ください。
 （ホームページアドレス）<http://www.hanwa.co.jp>

事業報告 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

■ 当連結会計年度の経済環境

当連結会計年度における世界経済は、米国では総じて上向きに推移し、金融緩和の縮小時期をうかがう状況となりましたが、欧州の景気には停滞感があり、ソブリンリスクへの懸念も燃っていました。また、中国では安定成長への移行方針の下、不動産や金融バブルに対する規制が強化されて経済成長が鈍化し、他の新興諸国でも金融環境の変化や政治的・地政学的な問題の影響により経済が変調するなど全体的にまだ模様の状態が続きました。

一方、国内経済は、いわゆるアベノミクスや日本銀行による金融緩和の効果により景気回復基調は維持されたものの、各方面での人手不足やそれに伴う費用の上昇などによる建設投資の実行段階での停滞や、消費税率アップに伴う駆け込み需要の反動とその後の消費減退の長期化などにより、踊り場的な状況にありました。

■ 当連結会計年度の業績の概要

このような環境において、当連結会計年度の売上高は、鉄鋼事業や金属原料事業の増収などにより、前連結会計年度比3.3%増の1兆7,373億97百万円となりました。また利益面では、営業利益は金属原料事業やその他の事業の増益な

どが寄与して前連結会計年度比17.6%増の191億7百万円となったものの、経常利益は当第2四半期連結会計期間の終盤からの急激な円安進行により、外貨建債務の時価評価において発生した為替差損に下押しされて前連結会計年度比3.0%減の142億64百万円となりました。一方、当期純利益は特別損失の計上はあったものの、過年度に評価損を計上した不動産の譲渡に伴う課税所得の減少により法人税等が減少したことなどから、前連結会計年度比15.1%増の90億86百万円となりました。

■ セグメント別の状況

鉄鋼事業においては、建設分野では人手不足等の影響による工事進捗の遅れや工事の延期等により鋼材の荷動きが停滞しましたが、製造業向けの需要は概ね堅調な推移となりました。また、鋼材市況は低調なスポット需要や鉄鋼原料の価格下落を反映して、年度を通じて下げ基調での推移とはなったものの、比較的小幅な下げに留まりました。これらの結果、当事業の売上高は前連結会計年度比8.3%増の8,787億15百万円、セグメント利益は前連結会計年度比6.2%増の147億35百万円となりました。

金属原料事業においては、インドネシアの鉍石禁輸措置等の影響を受けて急騰したニッケル

やステンレススクラップの価格は、当第3四半期連結会計期間以降には下げ基調に転じましたが、為替の円安による円貨額の上昇もあり、販売価格を押し上げました。一方、利益面では外貨建債務に対する為替差損の発生が利益を下押ししました。これらの結果、当事業の売上高は前連結会計年度比33.9%増の1,311億71百万円、セグメント利益は前連結会計年度比80.5%減の3億43百万円となりました。

非鉄金属事業においては、銅の国際商品価格は中国での需要停滞から低迷が続いたものの、アルミニウムについては国内需要も堅調で、原油価格の暴落の影響を受けるまでは上昇基調で推移し、円安による効果も相まって販売価格を押し上げました。また、貴金属屑類の拡販を進めたことも収益に貢献しました。これらの結果、当事業の売上高は前連結会計年度比7.6%増の833億65百万円、セグメント利益は前連結会計年度比37.2%増の11億46百万円となりました。

食品事業においては、価格面では前連結会計年度からのエビやサケなど主力魚種の価格高騰に加え、円安の影響により他魚種も含めて前連結会計年度より高い水準で推移しました。一方、高水準の価格を嫌気して国内需要が低調に推移したことによる販売量の減少や前連結会計年度に収益に貢献したサケやエビの価格が値下げに

転じたことから、利幅は縮小しました。これらの結果、当事業の売上高は前連結会計年度比11.4%増の876億45百万円、セグメント利益は前連結会計年度比63.3%減の5億83百万円となりました。

石油・化成品事業においては、石油製品需要が世界的に低迷する中で、原油市況が年央から急落し、製品価格も下落しました。産業用燃料などの需要も依然として低迷し、収益の取りづらい環境が続きましたが、ガソリンや電力向け重油の拡販が落ち込みをカバーしました。これらの結果、当事業の売上高は前連結会計年度比13.9%減の4,299億19百万円、セグメント利益は前連結会計年度比28.9%増の24億81百万円となりました。

その他の事業においては、主にHANWA SINGAPORE (PRIVATE) LTD.での船用石油の販売増などにより、売上高は前連結会計年度比20.6%増の2,423億90百万円、セグメント損益は機械事業でのレジャー機械の販売収益などにより、6億83百万円の利益（前連結会計年度は2億62百万円の損失）となりました。

報告セグメントごとの売上高及び利益

セグメントの名称	外部顧客への売上高 (百万円)	構成比 (%)	セグメント利益 (百万円)
鉄 鋼 事 業	857,396	49.4	14,735
金 属 原 料 事 業	125,767	7.2	343
非 鉄 金 属 事 業	81,978	4.7	1,146
食 品 事 業	86,922	5.0	583
石 油 ・ 化 成 品 事 業	422,449	24.3	2,481
そ の 他	162,883	9.4	683
計	1,737,397	100.0	19,973
調 整 額	—	—	△5,709
連 結	1,737,397	100.0	14,264

(注) 1. セグメント利益は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

2. 「セグメント別の状況」における売上高の数字は、セグメント間の内部売上高または振替高を含んだ売上高を表しております。

(2) 設備投資の状況

当社は、大阪本社社屋の建替えを行っており、新社屋の完成は平成27年7月を予定しております。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、特に記載すべき資金調達はありません。

(4) 対処すべき課題

■ 次期の見通し

米国経済は緩やかな足取りながらも回復軌道にありますが、欧州経済は債務危機懸念が依然として燦るなど経済の先行きには不透明感があります。また、中国経済も安定成長に向けた体制整備に注力する結果、景気拡大のテンポは緩やかになっており、これまでの不動産・金融バブルへの反動も懸念されます。その他の新興国も金融環境の変化や地政学的なリスク等に影響され成長が鈍化しており、世界経済の先行きは不透明な状況が続くと予想されます。

国内経済では、消費税率の引上げに伴う個人消費の停滞が想定より長引いていることや、為替の円安方向への進行によるマイナス影響も懸念されます。また、建設分野では政府予算の執行や民間の建

設投資などが徐々に進展すると見込んではおりますが、労務を始めとする人手不足の影響を受けて短期間での大幅な需要の顕在化は望みにくい状況です。

当社グループとしましては、このような事業環境の中で、各事業分野における需要動向を的確に把握し、取引先のニーズを反映した適切な販売・在庫政策を進めるとともに、新規取引先を積極的に開拓することにより、業績の維持・向上に注力していく所存です。

■ 中期経営計画について

当社グループは平成25年5月に、平成25年度から平成27年度までの3カ年にわたる中期経営計画を策定いたしました。その概要は以下のとおりです。

なお、本項目は、平成25年5月に公表した「中期経営計画」の内容を掲載したものであり、現在までの進捗状況とは異なる記載が含まれております。

《テーマ》

「中長期的な国内外市場の変化を見据えた事業構築と経営基盤の強化を目指す。」

《業績目標》

最終年度（平成28年3月期） 売上高 1兆8,000億円 経常利益 150億円

《企業戦略の骨子》

・人材・組織のベーシック理念 ～プロフェッショナル & グローバル～

・3つの戦略概念

① ユーザー系スタンスの徹底

② 企業活動の多様化

③ グループ一体経営の推進

・共鳴型経営 ～バリューチェーンの最適化～

3つの戦略概念を各事業セグメントの活動における基本とし、メーカー・サプライヤーからユーザーにいたるバリューチェーンの中でその効率化や全体最適を目指して、当社グループの事業領域を広げ、ユーザーの満足度を最大化していきます。

当社グループとしましては、今後、これらの事業戦略を継続して実行していくことで、阪和グループの総合的な企業価値の向上と持続的な企業成長を実現させ、さらなる顧客満足の向上を図り、合わせて社会貢献にも目配りしてまいりますので、引き続き格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第65期 平成23年度	第66期 平成24年度	第67期 平成25年度	第68期（当期） 平成26年度
売上高（百万円）	1,564,250	1,511,324	1,682,503	1,737,397
経常利益（百万円）	13,116	8,871	14,698	14,264
当期純利益（百万円）	4,632	4,720	7,896	9,086
1株当たり当期純利益	22円35銭	22円78銭	38円11銭	43円85銭
純資産（百万円）	115,956	120,674	125,361	142,749
総資産（百万円）	582,404	552,908	593,351	651,456

（注）1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	事業内容
阪和流通センター東京株式会社	100百万円	100.0%	鉄鋼製品の加工及び保管、金属原料・石油製品の保管等
阪和流通センター大阪株式会社	460百万円	100.0%	鉄鋼製品の加工及び保管の請負
阪和流通センター名古屋株式会社	300百万円	100.0%	鉄鋼・非鉄製品の加工及び保管等
阪和スチールサービス株式会社	490百万円	100.0%	鉄鋼製品の加工及び販売
阪和エコスチール株式会社	100百万円	100.0%	鉄鋼製品の加工、販売及びレンタル
エスケーエンジニアリング株式会社	222百万円	100.0%	鉄骨工事の現場施工管理
株式会社トーハンスチール	64百万円	100.0%	鉄筋加工及び工事の請負

会社名	資本金	出資比率	事業内容
太洋鋼材株式会社	10百万円	100.0%	鉄鋼製品の加工、販売及びレンタル
すばる鋼材株式会社	57百万円	97.0%	鉄鋼製品の加工及び販売
三栄金属株式会社	100百万円	98.5%	鉄鋼製品の加工及び販売
株式会社ハロース	100百万円	100.0%	アミューズメント施設の管理及び運営
トーヨーエナジー株式会社	120百万円	100.0%	エネルギー関連製品の販売
昭和メタル株式会社	20百万円	97.0%	特殊金属の加工及び販売
HANWA AMERICAN CORP.	US\$ 40,000千	100.0%	北米地域における商品の販売
HANWA CANADA CORP.	C\$ 300千	100.0%	北米地域における商品の販売
阪和（上海）管理有限公司	US\$ 2,500千	100.0%	アジア地域における商品の販売
阪和（香港）有限公司	HK\$ 70,000千	100.0%	アジア地域における商品の販売
台湾阪和興業股份有限公司	NT\$ 15,000千	100.0%	アジア地域における商品の販売
長富不銹鋼中心（蘇州）有限公司	US\$ 18,000千	74.0%	アジア地域における鉄鋼製品の加工及び販売
阪和鋼板加工（東莞）有限公司	US\$ 15,000千	100.0%	アジア地域における鉄鋼製品の加工及び販売
HANWA SINGAPORE (PRIVATE) LTD.	S\$ 1,400千	100.0%	アジア地域における商品の販売
HANWA THAILAND CO., LTD.	THB 200,000千	100.0%	アジア地域における商品の販売
HANWA STEEL SERVICE (THAILAND) CO., LTD.	THB 576,000千	100.0%	アジア地域における鉄鋼製品の加工及び販売
PT. HANWA STEEL SERVICE INDONESIA	US\$ 18,000千	100.0%	アジア地域における鉄鋼製品の加工及び販売

(注) 当期より全ての連結子会社を記載しており、当期の連結子会社は上記の24社で、持分法適用会社は1社であります。

(7) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	63,585 百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	49,042 百万円
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	35,977 百万円
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	18,461 百万円
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	9,869 百万円

(8) 主要な事業内容

鉄鋼を中心に金属原料、非鉄金属、食品、石油製品、木材及び機械等各種商品の販売を主たる事業とし、さらに鋼材加工、非鉄加工及びアミューズメント施設の管理・運営等の事業活動も行っております。

(9) 主要な事業所

国 内 当社本社 大阪本社（大阪市中央区）、東京本社（東京都中央区）
 当社支社 名古屋支社（名古屋市東区）
 当社支店 北海道支店（札幌市中央区）、東北支店（仙台市青葉区）、新潟支店（新潟市中央区）、中国支店（広島市中区）、九州支店（福岡市博多区）
 （注）上記の他、当社の営業所6か所、事務所3か所があります。

海 外 当社支店 ロンドン支店、ヨハネスブルグ支店
 現地法人 HANWA AMERICAN CORP.（米国）、阪和（上海）管理有限公司（中国）、阪和（香港）有限公司（中国）、HANWA THAILAND CO., LTD.（タイ）、HANWA SINGAPORE (PRIVATE) LTD.（シンガポール）、台湾阪和興業股份有限公司（台湾）、HANWA EUROPE B.V.（オランダ）等20か国21法人41か所
 （注）上記の他、当社の事務所2か所があります。

（注） 上記の他、国内外に当社グループの事業所、工場等があります。当社グループの主要な子会社の概要は、「(6) 重要な親会社及び子会社の状況」（35ページから36ページまで）に記載のとおりです。

(10) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数
鉄 鋼 事 業	1,780 名
金 属 原 料 事 業	113 名
非 鉄 金 属 事 業	38 名
食 品 事 業	57 名
石 油 ・ 化 成 品 事 業	128 名
そ の 他	415 名
全 社 （ 共 通 ）	241 名
計	2,772 名

(注) 1. 従業員数は、企業集団から企業集団外への出向者を除いた就業人員数であります。

2. 全社（共通）として記載している従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属している人員数であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
1,169名	8名増	37.7才	13.6年

(注) 従業員数は、当社から関係会社等への出向者を除いた就業人員数であります。

2 会社の現況に関する事項

(1) 株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 570,000,000株
- ② 発行済株式の総数 211,663,200株（自己株式4,449,160株を含む。）
- ③ 当期末株主数 12,120名（前期末比892名増）
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 信 託 口 ）	14,323 千株	6.91 %
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 信 託 口 ）	10,695	5.16
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	7,630	3.68
阪 和 興 業 取 引 先 持 株 会	7,478	3.61
阪 和 興 業 社 員 持 株 会	4,935	2.38
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	4,184	2.02
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	3,151	1.52
新 日 鐵 住 金 株 式 会 社	3,001	1.45
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 信 託 口 9 ）	2,877	1.39
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	2,614	1.26

(注) 1. 当社は、自己株式4,449,160株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(2) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の氏名等（平成27年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役会長	北 修 爾		公益財団法人阪和育英会理事長 京阪電気鉄道株式会社社外取締役
代表取締役社長	古 川 弘 成		
取締役 副社長執行役員	川 西 英 夫	大阪本店長 大阪鉄鋼・機械統轄	
取締 役 専 務 執 行 役 員	芹 澤 浩	東京厚板・鋼板販売・鋼板建材・鋼管販売・ 薄板・条鋼建材第一・条鋼建材第二・条鋼国 際・製鋼原料事業・鉄構営業事業・プロジェ クト開発・流通販売・線材特殊鋼チタン・ス チールサービス事業・名古屋支社・北海道支 店・東北支店・新潟支店・北関東営業所・厚 木営業所・水戸営業所・静岡営業所統轄	弁護士（尚友法律事務所） 株式会社トクヤマ社外監査役 リスクモンスター株式会社 社外取締役 株式会社T&Dホールディングス 社外取締役 学校法人早稲田大阪学園 専務理事・学園長
取締 役 専 務 執 行 役 員	小笠原 朗 彦	非鉄金属・金属原料・特殊金属統轄兼業務管 理室担当	
取締 役 専 務 執 行 役 員	森 口 淳 宏	管理部門統轄	
取締 役	関 收		
取締 役	堀 龍 兒		
取締 役 常 務 執 行 役 員	加 藤 恭 道	海外営業第一・海外営業第二・貿易業務管 理・木材統轄	
取締 役 常 務 執 行 役 員	松 岡 良 明	燃料第一・燃料第二・化成品・紙料・食品第 一・食品第二・食品第三・食品品質管理・新 エネルギー室統轄兼業務管理室担当	
取締 役 常 務 執 行 役 員	十 川 直 之	名古屋支社長 静岡営業所担当兼全社製鋼原料事業担当	

会社における地位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
取締役執行役員	山 本 浩 雅	機械・大阪厚板・海外営業第一・海外営業第二・貿易業務管理担当 大阪鋼板建材第一・鋼板建材第二・鋼板販売・薄板第一・薄板第二・アルミステンレス・線材特殊鋼担当兼スチールサービス事業推進担当	東北電力株式会社 社外監査役
取締役執行役員	畠 中 康 司		
常勤監査役（常任）	浅 井 照 夫		
常勤監査役（常任）	江 島 洋 一		
監 査 役	名 出 康 雄		
監 査 役	我 妻 廣 繁		
監 査 役	大久保 克 則		

- (注) 1. 取締役 関 収、堀 龍児の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 名出康雄、我妻廣繁、大久保克則の各氏は、社外監査役であります。
3. 取締役 関 収、堀 龍児の両氏及び監査役 名出康雄、我妻廣繁の両氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
4. 平成26年6月27日開催の第67回定時株主総会終結の時をもって、秋元哲郎、西 吉史、海老原 弘、藪下史郎、貝田忠彦、辻仲弘明、口石隆敏の各氏は任期満了により取締役を退任し、田口敏明氏は監査役を辞任いたしました。
5. 平成26年6月27日開催の第67回定時株主総会において、新しく堀 龍児、山本浩雅、畠中康司の各氏は取締役に、大久保克則氏は監査役にそれぞれ選任され就任いたしました。

また、本年4月1日以降の取締役及び監査役の状況は次のとおりです。

会社における地位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役会長	北 修 爾		公益財団法人阪和育英会理事長 京阪電気鉄道株式会社社外取締役
代表取締役社長	古 川 弘 成		
取 締 役 副社長執行役員	川 西 英 夫	大阪本店長 大阪鉄鋼・機械統轄	
取 締 役 副社長執行役員	芹 澤 浩	東京鉄鋼・スチールサービス事業推進統轄、 海外営業・名古屋支社総括	
取 締 役 専務執行役員	小笠原 朗 彦	非鉄金属・金属原料・特殊金属統轄兼業務管理 室担当	
取 締 役 専務執行役員	森 口 淳 宏	管理部門統轄	
取 締 役 専務執行役員	十 川 直 之	名古屋支社長 静岡営業所統轄	
取 締 役	関 收		弁護士（尚友法律事務所）
取 締 役	堀 龍 児		株式会社トクヤマ社外監査役 リスクモンスター株式会社 社外取締役 株式会社T&Dホールディングス 社外取締役 学校法人早稲田大阪学園 専務理事・学園長
取 締 役 常務執行役員	加 藤 恭 道	海外営業第一・海外営業第二・貿易業務・木 材統轄	
取 締 役 常務執行役員	松 岡 良 明	燃料第一・燃料第二・化成品・紙料・食品第 一・食品第二・食品第三・食品第四・食品品 質管理・新エネルギー室統轄兼業務管理室担 当	
取締役執行役員	山 本 浩 雅	機械・大阪厚板・海外営業第一・海外営業第 二・貿易業務担当	
取締役執行役員	畠 中 康 司	大阪鋼板建材第一・鋼板建材第二・鋼板販 売・薄板第一・薄板第二・アルミステンレ ス・線材特殊鋼担当兼スチールサービス事業 推進担当	

会社における地位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
常勤監査役(常任)	浅 井 照 夫 (＊)		東北電力株式会社 社外監査役
常勤監査役(常任)	江 島 洋 一		
監 査 役	名 出 康 雄		
監 査 役	我 妻 廣 繁		
監 査 役	大久保 克 則		

(注) 1. 平成27年4月1日付けで、取締役専務執行役員芹澤 浩氏は取締役副社長執行役員に、取締役常務執行役員十川直之氏は取締役専務執行役員にそれぞれ選定され、就任いたしました。

2. (＊) 印の監査役は、本総会終結の時をもって退任する予定です。

② 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額	摘 要	
取 締 役	20名	601百万円	うち社外取締役 3名	16百万円
監 査 役	6名	76百万円	うち社外監査役 4名	25百万円
合 計	26名	677百万円		

(注) 1. 上記金額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。また、上記金額には、平成26年6月27日開催の第67回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役7名、監査役1名に対する報酬を含んでおります。

2. 取締役及び監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第59回定時株主総会において取締役報酬限度額（年額）8億60百万円以内と、平成21年6月26日開催の第62回定時株主総会において監査役報酬限度額（年額）80百万円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

区 分	氏 名	主な活動状況	重要な兼職の状況 及び当社との関係
社外取締役	関 收	当期においては、17回開催されたすべての取締役会に出席し、長年の行政及び企業経営の観点に加え、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。	弁護士（尚友法律事務所） （上記重要な兼職先と当社との間に特段の取引関係等はありません。）
社外取締役	堀 龍 児	当期においては、就任以降14回開催された取締役会のうち13回に出席し、企業経営及び法律の専門的見地から適宜発言を行っております。	株式会社トクヤマ社外監査役 リスクモンスター株式会社 社外取締役 株式会社T&Dホールディングス 社外取締役 学校法人早稲田大阪学園 専務理事・学園長 （上記重要な兼職先と当社との間に特段の取引関係等はありません。）
社外監査役	名 出 康 雄	当期においては、17回開催されたすべての取締役会及び18回開催されたすべての監査役会に出席し、主にリスク管理やコンプライアンスの観点から適宜発言を行っております。また分担して主な事業所及び連結子会社への往査を実施しております。	—
社外監査役	我 妻 廣 繁	当期においては、17回開催されたすべての取締役会及び18回開催されたすべての監査役会に出席し、主にリスク管理やコンプライアンスの観点から適宜発言を行っております。また分担して主な事業所及び連結子会社への往査を実施しております。	東北電力株式会社社外監査役 （上記重要な兼職先と当社との間に特段の取引関係等はありません。）
社外監査役	大久保 克 則	当期においては、就任以降14回開催されたすべての取締役会及び13回開催されたすべての監査役会に出席し、主にリスク管理やコンプライアンスの観点から適宜発言を行っております。また分担して主な事業所及び連結子会社への往査を実施しております。	—

（注）上記の各社外取締役及び各社外監査役とは次のとおり責任限定契約を締結しております。

（責任限定契約の内容の概要）

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額とする。

(3) 会計監査人に関する事項

① 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

② 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額とする。

③ 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

項 目	支 払 額
イ. 当事業年度に係る報酬等の額	74百万円
ロ. 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	76百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査に対する監査報酬等の額と、金融商品取引法に定める監査に対する監査報酬の額を区別しておらず、実質的にも区別できないため、イ. の金額にはこれらの合計額を記載しております。

④ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である社債発行における監査人から引受事務幹事証券会社への書簡（コンフォートレター）作成についての報酬、及びタイPE. TAX申告のための調査業務の報酬を支払っております。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が継続して適切に職務を遂行することが困難であると認められる場合には、当社取締役会は監査役会の同意または請求により、会計監査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

※上記の方針については、当期の事業報告では、改正会社法（平成26年法律第90号）施行前の例によることが許されておりますので、改正会社法施行前に定めている内容を記載しております。

(4) 業務の適正を確保するための体制 (内部統制システム)

当社における、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制は以下のとおりです。

〈内部統制システムの構築・運用に関する基本方針〉

- ① 取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 社是・社訓等当社企業理念に基づき企業倫理規範、企業倫理行動基準等を制定する。
 - ロ. 社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、同委員会はコンプライアンス・マニュアルを制定し、全役職員に冊子として配布の上、実効性を確保するため、その履行状況を適宜検証する。
 - ハ. 当社グループ全役職員を対象とするコンプライアンスに関する相談窓口（コンプライアンス委員及び社外弁護士）を設け、問題発生の際の直接通報制度を確保する。
 - ニ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、警察等と連携し毅然とした態度で臨み、断固としてこれらとの関係を遮断する。

- ② 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ. 取締役の職務執行に係る情報は適正に書面又は電子文書（以下、文書という。）に記録し、法令及び当社の定める「文書管理規程」に基づき保存及び管理する。

ロ. 文書事務責任者は、保存文書の紛失・破損等に留意し、必要な場合は施錠等（パスワード等によるアクセス制限を含む。）により、適正に管理する。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 取締役、執行役員、理事及び各部門長は、法務審査部と連携し、各担当部署に与信管理規程及び営業部門業務規程の適正な運用を周知徹底させることにより営業リスクを管理し、その軽減を図るものとする。また、新規事業及び投融資案件の審査機関として、投資等審査委員会を設置し、投資リスクを管理する。

ロ. コンプライアンス、環境、災害、情報セキュリティ及び貿易管理等については、総務部、情報システム部、法務審査部及び業務管理室等と連携し、社内規程・マニュアル等に基づき各担当部署がそのリスクを管理する。コンプライアンス委員会、安全保障貿易管理委員会等の各種委員会（以下、委員会等という。）は、諮問機関となり各担当部署への指導・啓蒙を行い、必要に応

じ社外弁護士等からのアドバイスを受ける。

ハ. 人事部は関係部署と連携してリスク管理の周知徹底を図るため、必要な教育・啓蒙を行う。

二. リスク管理の実効状況を検証するため、監査部は当社国内拠点及び国内グループ会社に対し予め定めた監査計画に基づきモニタリングを行い、適宜経営会議及び社長に直接内部監査報告を行う。海外現地法人をはじめとする海外拠点については、海外監査室が適宜モニタリングを行い、担当する取締役が年2回海外拠点の状況を取締役に報告する。

ホ. 会社情報の開示に関して、ディスクロージャー規程を定めるとともに、ディスクロージャー委員会が開示情報の重要性・妥当性の判断を行うことにより公平かつ適時・適切な情報開示を進める。

④取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役会は、原則月1回開催し、当社グループにとっての重要な経営の立案及び業務執行の監督を行う。経営会議は原則月2回開催し、経営に関する重要事項を協議・決定するとともに、当社グループの経営判断に係る重要な事項を取締役に議題として提案する。

ロ. 中長期的な経営戦略を実現するために中期経営計画や年次経営計画を策定し、その進捗状況を検証するため、定期的に各業務部門との社長ヒアリングを行い、業務の評価及び業務の遂行状況のチェック等（計画の見直しや計画達成のための方法の変更等を含む。）により、職務執行の効率性向上を図る。

ハ. 社長を委員長とする役員評価委員会を年1回開催し、各取締役からのコミットメントの評価及び取締役相互評価を受けて各取締役の総合評価を行い、役員報酬及び役員人事に適正に反映させる。

⑤企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 「関係会社管理規程」を策定し、当社と当社の関係会社が相互に連携し円滑な経営を遂行することで、総合的に事業の発展を図る。

ロ. 管掌部門もしくは管掌役員は、国内及び海外の関係会社の業務の状況を把握し、関係部署はその適正な業務執行をサポートするとともに、業務の包括的な管理を行う。

ハ. コンプライアンス体制、リスク管理体制等は当社グループ全体についても横断的に運用し、委員会等はその運用について指導・啓蒙を行う。

二. 当社の常勤監査役、関係会社の監査役、監

査部その他により構成されるグループ会社
監査役連絡会議を適宜開催し、当社及び関
係会社の監査等に関する情報交換を行い、
その共有化を図る。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置く
ことを求めた場合における当該使用人に関す
る事項及び当該使用人の独立性に関する事項
監査役の職務を補助すべき使用人として若
干名を置く。当該使用人は、監査役からの
要請に応じて調査・報告等を行い、常に監
査役との提携を図る。また、当該使用人が
監査役より指示・命令を受けた事項につい
ては、取締役等からの指揮命令を受けない。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための
体制その他監査役への報告に関する体制
- イ. 取締役は、法定の事項に加え、重大な法
令・定款違反及びコンプライアンス相談窓
口への相談の状況等コンプライアンス上の
重要な事項について監査役に報告する。
また、取締役は、取締役会、経営会議その
他重要な会議において、業務執行の状況及
び重要な意思決定について監査役に報告す
る。
- ロ. 監査役が報告を求めた事項については、取
締役、執行役員及び使用人は迅速かつ的確
に対応する。
- ハ. 監査部及び海外監査室は、予め定めた監査
計画に基づき実行した内部監査の状況を、

適宜監査役に報告するとともに、必要な場
合には監査役の求めに応じて、調査・報告
する。

- ⑧ 監査役の監査が実効的に行われることを確保
するための体制
- イ. 監査役は、代表取締役及び各部門担当取締
役と適宜意見交換を行い、必要に応じて取
締役会に対し意見表明を行う。また、会計
監査人から会計監査に関する説明を受ける
とともに意見交換を行うなど連携を図る。
- ロ. 監査役が、取締役会その他重要な会議への
出席、重要書類の閲覧、主要部門及び子会
社の調査等を行い得る体制を整備する。
- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制（財
務報告に係る内部統制システムについて）
- イ. 当社グループは、「財務報告に係る内部統
制基本方針書」に基づき、「財務報告に係
る内部統制の評価及び報告」を適切に実行
し、内部統制報告制度の効率的、実効的な
運用を図る。
- ロ. 当社グループの内部統制の構築及び運用
は、経営会議がこれを統轄する。経営会議
の直轄組織として設置する監査部及び海外
監査室は、内部統制の構築及び運用状況の
検証・評価を行い、その結果を経営会議に
報告する。これを踏まえ、経営会議は必要
に応じて是正を行う。
- ハ. 「内部統制委員会」は、経営会議より委託

を受けた当社グループの内部統制の課題を検討し、その結果を経営会議に報告する。また、監査部及び海外監査室が実施する当社グループの内部統制の有効性評価の検証について助言・支援を行うとともに、「内部統制報告書」に意見を述べる。

※上記の方針については、当期の事業報告では、改正会社法（平成26年法律第90号）施行前の例によることが許されておりますので、改正会社法施行前に定めている内容を記載しております。

(5) 株式会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を図るという観点から決定されるべきものと考えております。従いまして、結果的に支配権の異動を伴うような株式の大規模買付（当該買付行為を、以下、「大規模買付行為」といい、当該買付行為に係る提案を、以下、「大規模買付提案」といいます。）提案に応じるか否かは、当社株式を保有する株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。この考えに基づき、当社株式の大規模買付提案が提起された場合には、株主の皆様が提案に応じるか否かを判断するに足る十分な情報と時間が提供されることが不可欠であると考えます。

しかし、株式の大規模買付行為の中には大規模買付企業（以下、「対象企業」といいます。）の経営者や株主の皆様に対する買付目的や買付後の経営戦略等について明確な説明がないまま大規模買付行為が行われるものや、大規模買付者の一方的な考えに基づき買付行為が行われるものなど、対象企業の経営陣との十分な協議や合意のプロセスを経ることなく大規模買付行為が進められることがあります。

当社は、当社企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、株主の皆様到大規

模買付提案に応諾するか否かを検討するための十分な情報と時間が提供されない場合や、当社の支配権が異動するに足る当社株式を取得した特定の株主により、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益が損なわれるおそれがあると判断される場合には、こうした株主を当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると判断し、必要かつ相当な範囲において、対抗措置をとることができる旨を当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下、「基本方針」といいます。)といたします。

② 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、平成25年5月に平成25年度を初年度とする3カ年の中期経営計画を策定しました。本中期経営計画のテーマとして、「中長期的な国内外市場の変化を見据えた事業構築と経営基盤の強化を目指す。」を掲げ、達成すべき具体的な事業戦略を設けております。当社は、具体的な事業戦略を着実に実行していくことで、当社の企業価値及び株主共同の利益の最大化が図れるものと考えております。

③ 不適切な支配の防止のための取組み

当社は、平成24年6月28日開催の当社第65回定時株主総会において、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるため、基本方針に照らして不適切な支配の防止のための取組みとして、「当社株式に対する大規模買

付行為への対応方針（買収防衛策）の一部改定及び継続の件」を上程し、株主の皆様のご承認をいただきました（以下、「現対応方針」といいます。）。

現対応方針におきまして、当社は大規模買付者からの事前の情報提供に関する一定のルールを定めるとともに、ルールを遵守しない場合や当社の企業価値や株主共同の利益を毀損することが明らかであると当社取締役会が判断する場合には、一定の対抗措置を講じることがある旨を公表しております。また、大規模買付提案を評価・検討する際や、対抗措置を発動する際等には、当社取締役会は独立第三者により構成される特別委員会に諮問し、特別委員会の助言・勧告を最大限尊重することとしております。特別委員会は、社外有識者、社外取締役、社外監査役の中から選任された3名以上の委員から構成され、これにより当社取締役会の行う判断の公正性、透明性が確保できるものと考えます。

④ 上記取組みについての取締役会の判断

当社取締役会は、上記③の取組みが上記①の当社の基本方針に沿って策定され、当社の企業価値、株主共同の利益を確保するための取組みであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではないと考えます。また、取締役会による恣意的な判断がなされることを防止するため、独立第三者により構成される特別

委員会を設置し、取締役会が対抗措置を発動する際には特別委員会の助言・勧告を最大限尊重することにより、現対応方針に係る取締役会の恣意的な判断を排除する仕組みを確保しております。

当社は、現対応方針の有効期限を当社第65回定時株主総会終結のときから3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとしておりますので、平成27年開催の当社第68回定時株主総会において現対応方針の継続等を付議し、改めまして現対応方針に関する株主の皆様の総体的なご意思を確認することとしております。当該株主総会において出席株主の議決権の過半数のご賛同が得られなかった場合には、現対応方針はその時点で廃止されるものといいたします。

当社は平成27年5月14日開催の取締役会におきまして、平成27年6月26日開催の当社第68回定時株主総会での株主の皆様のご承認を条件に、現対応方針の内容を一部改定した「当社株式に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）（以下、「本対応方針」といいます。）を継続することを決議しました。本対応方針が当社第68回定時株主総会におき

ましてご承認いただけた場合、その有効期限を同株主総会終結のときから3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとしておりますので、平成30年開催の当社第71回定時株主総会に本対応方針の継続等を付議し、改めまして本対応方針に関する株主の皆様の総体的なご意思を確認することとしております。当該株主総会において出席株主の議決権の過半数のご賛同が得られなかった場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものといいたします。

本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	510,377
現金及び預金	24,542
受取手形及び売掛金	321,642
有価証券	2,610
たな卸資産	133,055
繰延税金資産	1,116
その他	28,326
貸倒引当金	△915
固定資産	141,078
有形固定資産	60,946
建物及び構築物	18,230
土地	31,676
その他	11,039
無形固定資産	2,019
投資その他の資産	78,112
投資有価証券	58,293
長期貸付金	3,003
退職給付に係る資産	1,011
繰延税金資産	106
その他	15,993
貸倒引当金	△295
資産合計	651,456

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	342,196
支払手形及び買掛金	180,155
短期借入金	82,155
コマーシャル・ペーパー	27,000
1年内償還予定の社債	10,000
未払法人税等	1,231
賞与引当金	2,051
その他	39,602
固定負債	166,510
社債	30,000
長期借入金	122,352
繰延税金負債	6,218
再評価に係る繰延税金負債	1,921
退職給付に係る負債	412
その他	5,604
負債合計	508,706
純資産の部	
株主資本	126,320
資本金	45,651
資本剰余金	4
利益剰余金	82,110
自己株式	△1,445
その他の包括利益累計額	15,094
その他有価証券評価差額金	11,621
繰延ヘッジ損益	1,526
土地再評価差額金	3,250
為替換算調整勘定	2,356
退職給付に係る調整累計額	△3,660
少数株主持分	1,334
純資産合計	142,749
負債純資産合計	651,456

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：百万円）

科 目	金 額	
売上高		1,737,397
売上原価		1,681,667
売上総利益		55,729
販売費及び一般管理費		36,622
営業利益		19,107
営業外収益		
受取利息	864	
受取配当金	531	
持分法による投資利益	207	
その他	794	2,398
営業外費用		
支払利息	2,868	
為替差損	2,882	
その他	1,490	7,241
経常利益		14,264
特別利益		
固定資産売却益	128	128
特別損失		
投資有価証券評価損	477	
出資金評価損	227	
関係会社事業損失	456	
固定資産処分損	213	1,374
税金等調整前当期純利益		13,018
法人税、住民税及び事業税	3,809	
法人税等調整額	67	3,876
少数株主損益調整前当期純利益		9,141
少数株主利益		55
当期純利益		9,086

（注）記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	45,651	4	76,520	△1,442	120,733
会計方針の変更による累積的影響額			1,924		1,924
会計方針の変更を反映した当期首残高	45,651	4	78,444	△1,442	122,657
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△2,797		△2,797
連結範囲の変動			411		411
土地再評価差額金の取崩			△3,033		△3,033
当 期 純 利 益			9,086		9,086
自己株式の取得				△3	△3
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	3,666	△3	3,662
当 期 末 残 高	45,651	4	82,110	△1,445	126,320

	その他の包括利益累計額						少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	7,484	△360	32	304	△5,584	1,875	2,752	125,361
会計方針の変更による累積的影響額								1,924
会計方針の変更を反映した当期首残高	7,484	△360	32	304	△5,584	1,875	2,752	127,285
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当								△2,797
連結範囲の変動								411
土地再評価差額金の取崩								△3,033
当 期 純 利 益								9,086
自己株式の取得								△3
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,137	1,887	3,218	2,052	1,924	13,219	△1,417	11,801
当 期 変 動 額 合 計	4,137	1,887	3,218	2,052	1,924	13,219	△1,417	15,464
当 期 末 残 高	11,621	1,526	3,250	2,356	△3,660	15,094	1,334	142,749

（注）記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	438,604
現金及び預金	13,006
受取手形	54,762
売掛金	242,410
有価証券	2,610
たな卸資産	92,326
前渡金	14,329
前払費用	157
繰延税金資産	576
その他	19,403
貸倒引当金	△979
固定資産	144,803
有形固定資産	40,573
建物	10,144
構築物	1,817
機械及び装置	1,731
車両運搬具	1
工具、器具及び備品	262
土地	26,393
リース資産	223
無形固定資産	408
ソフトウェア	389
その他	18
投資その他の資産	103,821
投資有価証券	42,845
関係会社株式	36,097
出資金	4,459
関係会社出資金	5,332
長期貸付金	2,902
従業員に対する長期貸付金	95
破産更生債権等	691
長期前払費用	147
前払年金費用	6,433
その他	4,948
貸倒引当金	△131
資産合計	583,408

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	283,400
支払手形	36,613
買掛金	134,311
短期借入金	35,905
リース債務	98
未払金	1,472
未払費用	1,066
未払法人税等	821
前受金	19,525
預り金	11,705
前受収益	69
賞与引当金	1,702
その他	40,108
固定負債	163,432
社債	30,000
長期借入金	119,665
リース債務	136
繰延税金負債	7,148
再評価に係る繰延税金負債	1,921
その他	4,560
負債合計	446,832
純資産の部	
株主資本	120,332
資本金	45,651
資本剰余金	4
その他資本剰余金	4
利益剰余金	76,122
利益準備金	2,938
その他利益剰余金	73,184
特別償却準備金	239
圧縮記帳積立金	48
繰越利益剰余金	72,895
自己株式	△1,445
評価・換算差額等	16,243
その他有価証券評価差額金	11,470
繰延ヘッジ損益	1,522
土地再評価差額金	3,250
純資産合計	136,575
負債純資産合計	583,408

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：百万円）

科 目	金 額	
売上高		1,518,494
売上原価		1,474,976
売上総利益		43,517
販売費及び一般管理費		26,993
営業利益		16,523
営業外収益		
受取利息	824	
受取配当金	1,051	
その他	585	2,460
営業外費用		
支払利息	2,194	
為替差損	2,907	
その他	1,374	6,476
経常利益		12,508
特別利益		
固定資産売却益	122	122
特別損失		
投資有価証券評価損	209	
関係会社株式評価損	267	
関係会社出資金評価損	227	
関係会社事業損失	456	
固定資産処分損	213	1,374
税引前当期純利益		11,256
法人税、住民税及び事業税	3,000	
法人税等調整額	△157	2,843
当期純利益		8,412

（注）記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計		
					特別償却 準備金	圧縮記帳 積立金	繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	45.651	4	4	2.658	268	46	68.643	71.616	△1,442	115.830
会計方針の変更による累積的影響額							1,924	1,924		1,924
会計方針の変更を反映した当期首残高	45.651	4	4	2.658	268	46	70.567	73.540	△1,442	117.754
当 期 変 動 額										
剰 余 金 の 配 当				279			△3,077	△2,797		△2,797
特別償却準備金の積立					11		△11	—		—
特別償却準備金の取崩					△39		39	—		—
圧縮記帳積立金の積立						2	△2	—		—
土地再評価差額金の取崩							△3,033	△3,033		△3,033
当 期 純 利 益							8,412	8,412		8,412
自己株式の取得									△3	△3
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	279	△28	2	2,327	2,581	△3	2,577
当 期 末 残 高	45.651	4	4	2.938	239	48	72.895	76.122	△1,445	120.332

	評価・換算差額等				純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	7,412	△359	32	7,085	122,915
会計方針の変更による累積的影響額					1,924
会計方針の変更を反映した当期首残高	7,412	△359	32	7,085	124,839
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△2,797
特別償却準備金の積立					—
特別償却準備金の取崩					—
圧縮記帳積立金の積立					—
土地再評価差額金の取崩					△3,033
当 期 純 利 益					8,412
自己株式の取得					△3
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	4,058	1,881	3,218	9,158	9,158
当 期 変 動 額 合 計	4,058	1,881	3,218	9,158	11,736
当 期 末 残 高	11,470	1,522	3,250	16,243	136,575

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月12日

阪和興業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池田芳則	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	浅野豊	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	堀内計尚	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、阪和興業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、阪和興業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月12日

阪和興業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池田芳則	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	浅野豊	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	堀内計尚	㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、阪和興業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めました。
- (3) 各監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (4) 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- (5) 財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (6) 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- (7) 子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、または往査により実地調査いたしました。
- (8) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を監査業務の品質管理に関する諸法令・基準等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一. 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二. 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三. 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四. 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月12日

阪和興業株式会社 監査役会

常勤監査役	浅井	照夫	印
常勤監査役	江島	洋一	印
社外監査役	名出	康雄	印
社外監査役	我妻	廣繁	印
社外監査役	大久保	克則	印

以 上

〔MEMO〕

[illegible]

株主総会会場ご案内図

会 場

本町南ガーデンシティ 阪和興業株式会社 4階会議室

大阪府中央区北久宝寺町三丁目6番1号

電話：(06)7525-5000

交通のご案内

大阪市営地下鉄をご利用の場合

御堂筋線・中央線・四つ橋線

「本町駅」 から

御堂筋を南へ徒歩5分

御堂筋線・長堀鶴見緑地線

「心斎橋駅」 から

御堂筋を北へ徒歩7分

※駐車場・駐輪場のご用意はございませんので、ご来場の際は、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。



阪和興業株式会社